

医学薬学関係学会の抄録集の 収集・保管・提供について

小山 政子

一般財団法人日本医薬情報センター附属図書館

一般財団法人日本医薬情報センター(JAPIC)は 1970 年に日本製薬工業協会加盟有志 25 社により任意団体として設立され、1972 年には厚生省（現厚生労働省）の認可を受け財団法人となった。附属図書館は昭和 48 年政令に基づき、著作権法第 31 条の「図書館資料の複製が認められる施設」として国の指定を受けている。公益法人改革により 2012 年 4 月に一般財団法人となった。設立当初より医薬品に関する国内外の情報を迅速に収集し、公正な立場で整理・分析して的確でかつ使いやすく見やすい形の情報に加工し、製薬企業、医療機関、行政機関等に提供し、一般にも公開することによって国民の保健医療の向上に寄与することを目的として活動している。

医薬品・医療機器製造販売業者は、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」：GVP 省令に基づき、安全管理情報の収集、検討及びその結果に基づく必要な措置を実施する必要がある、JAPIC では GVP 省令に対応し、国内で開催される医学・薬学関連の学会抄録集・プログラム・学会報告及び学術雑誌をもとに医薬品の適正使用に必要な品質、有効性及び安全性に関する情報を迅速に提供している。

国内で開催される医学・薬学関連の学会抄録集・プログラムの発行形態は非常に複雑であり、収集作業は困難を極めるため、網羅的に収集・管理し、合法的に情報提供ができる図書館は非常に少ない。抄録集・プログラムは開催時に単独で発行され、参加者と学会員に配布されるケースが多いが、参加者のみの配布、参加費とは別に販売されている場合もある。学会誌の Suppl.として発行されても年間購読に含まれない場合も多く、別途入手の手続きが必要になる。最近では Web 上に掲載される傾向となっているが、PW が必要なため簡単には入手できない。

JAPIC 図書館では学会毎に状況を調査し、主催者の条件にあわせた手続きを行い、学会抄録集・プログラムの入手に努め、JAPIC の業務を支えとともに医療関係者の求めに応じて情報提供を行っている。学会抄録集・プログラムは論文として発表される前の早い段階での貴重な発表が含まれているため、GVP 省令に基づく情報収集対象資料としては非常に重要な位置を占めている。また、製薬業界では医薬品の安全性情報をかなりの年数を遡って調査する必要があるため、収集した資料は図書館の蔵書資料として保存し、廃棄する予定は無い。

学術雑誌については電子ジャーナル化が進み冊子体を中止する図書館が増加し、複写の入手が難しくなっているため、電子ジャーナルの契約とは別に冊子体も購入し、GVP 省令に基づいた迅速な情報提供および医療関係者の求めに応じた情報提供を行っている。

JAPIC 図書館の紹介とともに、その他の貴重な資料の所蔵状況についても報告する。